

議案第27号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年(2016年)2月16日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.4」を「100分の6.8」に改める。

第4条中「24,500円」を「25,500円」に改める。

第5条中「それぞれ」を削り、同条第1号中「21,100円」を「21,600円」に改め、同条第2号中「10,550円」を「10,800円」に改め、同条第3号中「15,825円」を「16,200円」に改める。

第5条の2中「100分の2.4」を「100分の2.7」に改める。

第5条の3中「8,900円」を「10,300円」に改める。

第5条の4中「それぞれ」を削り、同条第1号中「6,400円」を「7,300円」に改め、同条第2号中「3,200円」を「3,650円」に改め、同条第3号中「4,800円」を「5,475円」に改める。

第6条中「100分の2.6」を「100分の3.1」に改める。

第7条中「10,100円」を「13,700円」に改める。

第7条の2中「5,300円」を「7,000円」に改める。

第10条の7中「それぞれ」を削る。

第11条第1号ア中「17,150円」を「17,850円」に改め、同号イ(ア)中「14,770円」を「15,120円」に改め、同号イ(イ)中「7,385円」を「7,560円」に改め、同号イ(ウ)中「11,078円」を「11,340円」に改め、同号ウ中「6,230円」を「7,210円」に改め、同号エ(ア)中「4,480円」を「5,110円」に改め、同号エ(イ)中「2,240円」を「2,555円」に改め、同号エ(ウ)中「3,360円」を「3,833円」に改め、同号オ中「7,070円」を「9,590円」に改め、同号カ中「3,710円」を

「4,900円」に改め、同条第2号ア中「12,250円」を「12,750円」に改め、同号イ（ア）中「10,550円」を「10,800円」に改め、同号イ（イ）中「5,275円」を「5,400円」に改め、同号イ（ウ）中「7,913円」を「8,100円」に改め、同号ウ中「4,450円」を「5,150円」に改め、同号エ（ア）中「3,200円」を「3,650円」に改め、同号エ（イ）中「1,600円」を「1,825円」に改め、同号エ（ウ）中「2,400円」を「2,738円」に改め、同号オ中「5,050円」を「6,850円」に改め、同号カ中「2,650円」を「3,500円」に改め、同条第3号ア中「4,900円」を「5,100円」に改め、同号イ（ア）中「4,220円」を「4,320円」に改め、同号イ（イ）中「2,110円」を「2,160円」に改め、同号イ（ウ）中「3,165円」を「3,240円」に改め、同号ウ中「1,780円」を「2,060円」に改め、同号エ（ア）中「1,280円」を「1,460円」に改め、同号エ（イ）中「640円」を「730円」に改め、同号エ（ウ）中「960円」を「1,095円」に改め、同号オ中「2,020円」を「2,740円」に改め、同号カ中「1,060円」を「1,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宝塚市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。